

情個審 第 13 号

平成29年7月13日

茨城県公安委員会 御中

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 大和田 一雄

保有個人情報不開示決定に対する審査請求について（答申）

平成29年3月8日付け茨城県公安委員会第94号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「私の市民運動等に関して警察本部が保有する警備情報」不開示決定（存否応答拒否）に係る審査請求事案

（個人情報諮問第91号）

（個人情報答申第85号）

第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報の開示請求

平成28年8月1日、審査請求人は、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、茨城県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる保有個人情報（以下「本件請求個人情報」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(1) 本件請求個人情報1

私が特定の日に逮捕された建造物侵入被疑事件に関わる警察本部として保有する全ての個人情報（写真、映像、音声等も含む。）

(2) 本件請求個人情報2

私の市民運動、社会運動、政治運動等の活動に関わる警察本部が警備情報として保有する全ての個人情報（写真、映像、音声等も含む。）

2 実施機関の決定及び通知

平成28年8月15日、実施機関は、本件請求個人情報のうち、本件請求個人情報1については、「刑事訴訟法第53条の2第2項及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第45条第1項に該当することから、条例第53条第2項により、条例の適用除外となる」として不開示決定（以下「本件処分1」という。）を、本件請求個人情報2については、「条例第17条により、その存否を明らかにできない」として不開示決定（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年11月15日、審査請求人は、実施機関が行った本件処分のうち本件処分2の取消しを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、茨城県公安委員会に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分2を取り消し、本件請求個人情報2の全部を開示するよう求め

る。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 不開示決定の理由は、「茨城県個人情報の保護に関する条例第17条により、その存否を明らかにできないため。」とのみあるが、同条に明記する不開示情報が条例第14条の何号に該当するのか全く説明されておらず、不開示情報が請求の対象情報に含まれているのか否かさえこの理由では不明である。したがって、条例第17条の「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」という規定が本件請求個人情報2に該当するか否かも判断できない。ゆえに条例第17条を本件処分2の根拠とすることは不当である。
- (2) 本件請求個人情報2を実施機関が収集し保有していることは、社会常識的、客観的にも、また私の個人的経験からも自明のことであり、その存否を明らかにできないという主張は意味をなさない。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、弁明書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 条例第14条第5号の該当性について

特定の個人に関する市民運動、社会運動、政治運動等の活動に関する情報が開示され、特定の個人や団体等に対する警察の情報収集能力や情報分析能力が明らかとなれば、特定の個人はもとより、その他広く犯罪行為を企てている者において、その活動を潜在化、巧妙化するなどの防衛措置が図られるなど、警察の情報収集活動自体の遂行が困難になり、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件請求個人情報2は、条例第14条第5号に該当する。

2 条例第17条の該当性について

例えば、特定の個人から当該個人に係る保有個人情報の開示請求を受けた場合、当該保有個人情報の存在を前提として不開示決定すると、開示請求者に対する情報収集等の捜査活動が行われていることが明らかとなり、また、当該保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定をすると、開示請求者が情報収集等の捜査活動の対象となっていないことが明らかとなるなど、警察が捜査しているか否かの情報を明らかにすることとなる。

つまり、本件請求個人情報2の存否自体を明らかにすることは、上記1で述べた条例第14条第5号に該当する不開示情報を開示することとなり、結果として、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件請求個人情報2に対する存否応答拒否処分は妥当である。

3 その他

審査請求人は、不開示情報が条例第14条に示された各号のいずれに該当するかについて全く説明されていないなどと主張するが、上記1のとおり、本件請求個人情報2の存否を明らかにすること自体が条例第14条第5号に該当し、不開示となる情報であるから、条例第17条を根拠に存否を明らかにしないで開示請求を拒否する処分をしたものである。

また、審査請求人は、実施機関が本件請求個人情報2を保有していることは自明である旨主張するが、上記2のとおり、本件請求個人情報2が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなることから、実施機関は、条例第17条の規定により開示しないこととしたものであり、同条の適用は妥当である。

4 結論

以上のとおり、実施機関は、条例の規定に基づき適正に本件処分を行ったものであるから、本件審査請求については、棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 存否応答拒否について

条例第17条で規定している存否応答拒否は、開示請求に係る保有個人情報の存否自体を明らかにすることによって、条例第14条各号の不開示情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれる場合に開示請求自体を拒否することができることを認めたものであると解される。

そして、存否応答拒否が必要な保有個人情報については、保有個人情報が存在しない場合には不存在と答えて、保有個人情報が存在する場合にのみ存否応答拒否したのでは、存否応答拒否をする場合は保有個人情報が存在する場合であることを開示請求者に推測されてしまうので、常に存否応答拒否を行う必要がある。

2 本件請求個人情報2について

本件請求個人情報2は、仮に存在するとすれば、実施機関がテロ等の緊

急事態の未然防止や公安を害する犯罪等の取締りのために、特定の個人の市民運動、社会運動、政治運動等に関して警備情報として保有しているものであり、その存否を答えると、特定の個人が警備情報の収集等の捜査活動の対象になっているか否かを明らかにすることになると認められる。

3 本件処分2の妥当性について

仮に本件請求個人情報2が存在すると応答した場合には、警備情報の収集等の捜査活動の対象であることが対象者に判明してしまい、その結果、対象者において、その活動を潜在化、巧妙化させるなどの防衛措置を講じられることも考えられる。そうすると、情報収集活動自体の遂行が困難になり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めたことには、相当の理由がある。

そして、存否応答拒否が必要な保有個人情報について、例えば、探索的に開示請求が行われた場合、保有個人情報が存在しないときには不存在と答えて、存在するときのみ存否応答拒否をしたのでは、保有個人情報が存在することを開示請求者に推測されてしまうので、常に存否応答拒否をする必要がある。

以上のことから、本件請求個人情報2が存在しているか否かを答えるだけで条例第14条第5号の不開示情報を開示することになるとして、条例第17条の規定により存否を明らかにしないで行った実施機関の本件存否応答拒否の処分は妥当であると判断する。

ところで、本件処分2に係る保有個人情報不開示決定通知書においては、開示しない理由が「条例第17条により、その存否を明らかにできないため」と記載されているが、その記載からは、どのような理由により本件請求個人情報2の存否を明らかにできないのかが、十分には示されていない。実施機関においては、今後、保有個人情報を開示しない理由をより明確に示すなど、適切に対応することが望まれる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、本件請求個人情報2の開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

5 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内 容
平成29年	3月	8日	諮問受理
平成29年	4月	28日	審査（平成29年度第1回審査会第二部会）
平成29年	6月	9日	審査（平成29年度第2回審査会第二部会）